

草の根技術協力新制度について

JICA 中部市民参加協力課

昨年の行政事業レビューおよび第三者評価など、一連の事業見直しを経て以下の制度改善が行われることとなった。

1. 「より多くの NGO が参加できるような制度への改善」

主に以下の制度改善を行う。

- 小規模金額メニュー（3年間で1,000万円を上限）の設置（以下、新・支援型）
 - ・ **実施回数制限**：1回→3回まで。
 - ・ **コンサルテーションの強化**：団体の持続性に配慮するため、案件形成にかかるコンサルテーションを強化する。
 - ・ **審査の強化**：団体の持続性に配慮するため、事業規模の妥当性などを、案件審査項目として審査に反映させる。
 - ・ **NGO 支援事業の拡充**：支援事業の草の根技術協力事業との相互補完性を高め、必要に応じた団体の能力強化を行なう。

- 現行草の根協力支援型・草の根パートナー型の統合（以下、新・パートナー型）
 - ・ **案件審査の方法**：案件審査を団体の組織規模に応じたカテゴリーごとに実施する。
 - ・ **提案上限額**：団体の持続性に配慮するため、直近2年間の開発途上国・地域への協力活動の支出実績に応じた額を提案上限額とする。
 - ・ **終了時評価表の公開**：市民の開発課題への関心の向上、開発協力への理解・参加を促し、また、当該案件の課題を他案件の教訓とするため、2015年度以降募集する新・パートナー型の終了時評価表を全案件公開する。

2. 「NGOによる国内での事業展開への支援」

以下の制度改善を行う。

- 想定する対象範囲：草の根技術協力事業案件の実施を通じ、対象国において培った経験を踏まえ、日本の地域社会が直面する課題解決に取り組む日本国内における活動や、日本の地域社会に還元するために実施する報告会・セミナー等の活動を支援。

- 対象とする経費及び上限額：「日本国内で事業の報告会・セミナー等を開催する経費、日本国内での事業広報にかかる経費」及び「日本の地域社会が直面する課題解決に取り組む日本国内における活動にかかる経費」を対象とし、事業経費総額の10%を上限とする。

以上

別添 1 第三者評価 概要

別添 2 制度改善に係る新旧対応表